

健康日本21清須計画（第3次）及び清須市自殺対策計画（第2次）の策定に係るパブリック・コメントの実施について

1. 概要

- 「健康日本21清須計画」は健康増進法に基づき、市民一人ひとりが健康の維持・増進に努めることを目的とした計画であり、「清須市自殺対策計画」は自殺対策基本法に基づき、誰もが自殺に追い込まれることのない清須市を目指す計画である。
- 今回、令和6年度に「健康日本21清須計画（第2次）」及び「清須市自殺対策計画」の計画期間の終期を迎えることから、最終評価を行い、「健康日本21清須計画（第3次）」及び「清須市自殺対策計画（第2次）」の策定を進めている。
- 計画の策定にあたり、「清須市パブリック・コメント手続条例」に基づき、市民への説明責任を果たすとともに、計画案について、市民等から広く意見を求めるため、パブリック・コメントを実施する。
- パブリック・コメントの結果を踏まえて、計画案の内容を精査の上、2月に開催予定の清須市健康づくり推進協議会の承認を受け、令和6年度中に計画を策定・公表する。

2. 実施期間

令和6年12月25日（水）から令和7年1月24日（金）まで（31日間）

3. 公表（閲覧）資料

「健康日本21清須計画（第3次）」（案）及び「清須市自殺対策計画（第2次）」（案）（令和7年度から令和18年度までの12か年計画）

4. 閲覧場所

○ 公共施設13施設

市役所（北館2階 健康推進課）、にしびさわやかプラザ、にしび創造センター、西枇杷島福祉センター、清洲市民センター、清洲総合福祉センター、五条川防災センター、カルチバ新川、新川防災センター、新川福祉センター、春日老人福祉センター、春日公民館、市立図書館

- 市ホームページにおいても公表するとともに、広報清須（12月号）でパブリック・コメントの実施を周知

5. 閲覧時間

午前8時30分～午後5時15分（閉庁日、休館日を除く。）

6. 意見提出資格

市内在住、在勤及び在学及び事務所又は事業所を有する方

7. 意見提出方法

氏名（法人名）及び住所を記入の上、次のとおり提出

（市ホームページ及び閲覧場所に設置してある提出用紙の利用可）

- ①郵送 〒452-8569 清須市役所 健康福祉部 健康推進課 宛
- ②FAX 052-400-2963
- ③メール kenkosuishin@city.kiyosu.lg.jp
- ④窓口 健康推進課（北館2階）
- ⑤投函 各閲覧場所に設置された提出箱

8. 提出された意見の取扱い・対応

整理・分類した上で、市の考え方とともに一定期間公開（個人情報に関しては公開しない。）